

特定保健用食品関係者と食品安全委員会委員との懇談会

1. 日 時： 平成15年10月23日(木) 15:30～

2. 場 所： 食品安全委員会委員会室

3. 出席者： (社名50音順 敬称略)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ・ NNFA ジャパン 代表 | 大濱 宏文 |
| ・ 健康と食品懇話会 相談役 | 太田 明一 |
| ・ 日本健康・栄養食品協会 特定保健用食品部長 | 安田 節 |
| ・ CRN JAPAN 日本栄養評議会 副理事長 | 柴田 誠 |
| ・ 特定非営利活動法人全日本健康自然食品協会 専務理事 | 山口 ひとし |
| ・ 未来食品技術研究会 会長 | 吉田 脩平 |
| ・ 薬業健康食品研究会 参与 | 吉岡 一彦 |

< 食品安全委員会委員 >

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、見上委員、坂本委員、本間委員

< 食品安全委員会事務局 >

梅津事務局長、藤本勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮崎評価調整官

4. 議 事(司会：西郷リスクコミュニケーション官)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 出席者紹介
- (4) 意見交換

5. 意見交換の主な発言

(: 特定保健用食品関係者側発言 : 委員及び事務局側発言)

: 「健康食品」という言葉は広く消費者に知られているが、消費者の健康食品に対するイメージはさまざまである。「健康食品」のきちんとした定義付けがほしい。

: 健康食品の安全性を消費者に対しアピールするためにも業界側で自主基準を作成して、自主基準を守って製品を製造しているところが多いが、守らない業者もある。

: 「安全性」は食品安全委員会、「有効性」は厚生労働省と一応整理されているようだが、食品安全委員会と厚生労働省の具体的な役割分担(審査手続等の流れを含めて)を明確にしてほしい。

: 食品安全委員会は、食品安全基本法上、「安全」が国民にとって一番大事という観点から、リスク管理の仕方にとらわれず、安全性の審査に専念する仕組みになっている。具体的には、申請の窓口は厚生労働省であり、厚生労働省からの依頼で「安全性」

の評価を食品安全委員会が行うことになっている。

：「特定保健用食品」の許可申請において、安全性に関する審査基準が不明確であり、申請者側にとっては申請企画をはじめとして、生産体制の計画作成に支障が生じている。リスクマネジメントを行うには、何らかの基準が必要であり、その基準を提供するのが食品安全委員会になるのではないかと。

：薬品については、20年から30年でやっと基準ができあがりつつある。健康食品のような新しいものは、個々のものについてケースバイケースで安全性を判断していくしかないのではないだろうか。健康食品全体に対して一般的な基準を作るのは非常に難しい。

：消費者は偏った情報で健康食品を購入しているのではないだろうか。消費者は、安全性の担保、期待する効能、効能のわかりやすさ、安い価格を求めるが、安全性についてはゼロリスクはありえず、効能についても個人差があるということなどを考えると消費者の要求に応えるのは非常に難しい。

：メーカーが新しい商品について食品安全委員会へ直接安全性審査を依頼できるのか。

：アマメシバの場合のように、食品由来の健康被害が発生している状況で、食品衛生法上の規制対象になるかを委員会が自発的に評価を行うことはあるが、一般的に新商品の安全性評価を行うことは想定していない。

：現時点での最高水準の科学で評価を行うことになると思うが、科学的知見は流動的であるので、評価をした時には、どういう科学的根拠に基づいて判断したかを必ず明確に示す必要がある。また、新しい科学的知見が得られた場合に、一度設定した基準について再び評価を行って、基準の変更ができる仕組みを作してほしい。

：評価結果に関しては、どういうデータを使い、どう判断したかを、国民に公表して、評価結果を理解してもらうように努めなければならないと認識している。

：今までは、日本人は栄養不足が前提であったが、現在では、栄養が足りているにもかかわらず、誰かに不足していると言われると健康補助食品を大量に飲むようになり、逆に健康を害している場合もある。過剰摂取を避けるためにも、摂取の仕方を明確に記載する必要があるのではないだろうか。

：ハープは欧州では医薬品として扱われているが、医薬品として申請するとコストがかかるので、食品として申請が行われたため日本では食品として扱われている。食品として扱われると用法・用量表示を記載できなくなってしまうのでその分のリスクはあることになる。オリゴ糖など多く飲むと下痢程度で済む場合もあり、安全性にはレベルがあることも考えなくてはならない。

：専門調査会では、生データがないと審議できないので、具体的なデータを提供するにしても、会議の資料とも非公開とされたい。委員会では資料は概要とし、企業秘密に係る部分には配慮してほしい。

：企業側としては、安全性を証明してもらう以上、データの提供は消極的ではいけない。企業は製品について安全（性）の確保につとめるとともに、安全性に関する情報を積極的に提供し、説明をしなければならない。